

海外経済情勢

概観

経済停滞に悩む欧米主要国のうちであって、米国は最近ようやく景気下降局面から脱しつつあるとの見方が広まってきた。しかし欧州では、順調な経済拡大基調を続けているイタリアは別として、総じて経済好転の明確なきざしはまだ見当たらず、このため政策当局に対し、より積極的な景気対策の実施を要望する内外の声が高まってきた。現に、7月4、5両日に開催されたEEC閣僚理事会では、昨年12月の経済安定優先の政策勧告から一転して経済拡大を第一義的目標とする経済政策の採用を加盟諸国(イタリアおよび現在なお物価面に問題を残しているオランダを除く)に対して勧告、とくに西ドイツに対しては、同国が他国へ不況を輸出しているとの認識もあって、いま一段の積極的景気刺激策の採用を要請した。西ドイツ、フランスなどでは、その後主としては財政面から景気対策の強化が図られたが、英国では国際収支、ポンド相場等対外面に深刻な問題をかかえているため、国内景況の低迷にもかかわらずここで思い切った刺激策をとり得ない状況である。また、ようやく景気底入れをしたとみられる米国にあっても、景況の先行きにはなお後述のようにならかなり不安定な要素をかかえているなど、各国それぞれの事情もあり、これら諸国が今後順調な上昇局面へ発展するか否かは予断を許さない。

米国では、年初来の在庫調整とこれに伴う生産の低下は依然として続いているが、第2四半期のGNPが実質ベースで純増に転じたのをはじめ、個人所得、小売売上高、住宅着工、メーカー新規受注等上向きの指標がかなりふえてきており、在庫調整も経済へのマイナスという面ではすでにか

なり軽微なものとなってきている。こうした点から、景気はすでに底入れをしたとの見方が広まっており、政府筋でも、本年末から明年にかけて景気は本格的上昇に向かうとの見通しを表明している。金融市場においては、連邦準備当局の引き続いた緩和政策にもかかわらず、先行きの金融逼迫、金利上昇を懸念した借り急ぎから金利が反騰する傾向をみせており、金融機関も今後の資金繰り難を見越して厚めの流動性ポジションを維持し、景気上昇に伴う資金需要の増加に備えようとしている。

こうした情勢を背景に、ジョンソン大統領は8月3日、議会に対して特別教書を送付し、法人税および個人所得税に対して10%の付加税を課すことを要請した。これはベトナム戦費増大に伴う財政赤字の増加、最近の金利の反騰傾向、先行きインフレ圧力の増大懸念などに対処するための措置である。本措置について一般の反響は、大勢においては政府の増税要請をやむを得ないものとして是認する空気が強いものの、増税幅および実施時期が大方の予想よりも大幅かつ早期であっただけに、議会審議の過程で若干の波乱は免れがたいのではないかとみる向きが多い。

英国では、機械工業の新規受注が年初来の増勢を持続、民間設備投資の今後に多少の明るさを投げかけているものの、鉱工業生産の続落、小売売上高の減少、銀行貸出の足踏みなど依然として低迷状態が続く、ひところ生産、消費面にみられた好転へのきざしもここへきて再びその芽を摘み取られた感がある。さらに英国経済の先行きに暗い影を投げたのはポンド相場の急落で、6月初めの中東動乱を契機として軟化したポンド相場は7月中旬以降大幅に低下し、7月21日には2.7857ドルと昨年夏のポンド危機の際の底値(2.7865ドル)をも下回るに至り、最近鳴りをひそめていたポンド

切下げ論議が再び話題に上ってきた。相場急落の原因については種々の事情が指摘されているが、最近の輸出不振と高水準の輸入持続に基づく貿易収支の大幅赤字がその基本的要因とみられる。いずれにしても英国経済の体質強化の容易ならざるを思わせるものがある。なお、昨年7月以降実施されてきた賃金・物価の凍結措置はこの6月末をもって期限切れとなった。政府は事前通告制に基づく停止期間の延長(現行の4ヵ月から7ヵ月)によって、大幅な賃上げなどに対処しようとしているが、過去1年間の凍結措置によって延期されていた賃上げや、これを契機に今後新たに行なわれるであろう賃上げ交渉により、今後かなりの賃金水準の上昇が避けられないものとみられる。こうした賃金上昇の見通しは、本年後半以降景気上昇のテンポがかなり早まり、明年前半には消費面を中心に需要が過大となるおそれがあるとの観測を生む論拠となっており、政府をして積極的な景気支持策の採用をためらわせる一因となっている。いずれにせよ、投資の振興と消費の抑制との両面を標榜する政策運営は、一段と困難の度を加えつつある。

西欧経済停滞の目である西ドイツでは失業の漸減傾向はみられるものの、鉱工業生産の停滞、民間設備投資の不振と依然低迷状態が続いている。とくに民間設備投資は年初来の急テンポの金融緩和措置、臨時予算支出による景気支持策にもかかわらず、いまだにあまり動意が感ぜられない。こうした西ドイツ経済の極度の不振は、近隣諸国へしだいに大きな影響を与えつつあり、政府の施策に対する内外の批判も高まってきた。こうした状況から政府は、7月7日総額52億マルクに及ぶ特別公共投資支出の増額を発表、景気刺激への政府の積極的姿勢を明らかにした。この新たな景気振興策は、これと同時に発表された中期財政計画(向後5年間の財政政策の運営計画)とともに、西ドイツ財政政策がこれまで無計画でとかく放漫に流れ、また景気調整的機能を欠いていた欠陥を改め、これに計画性と景気情勢に応じた弾力性を付

与せんとした「経済安定・成長促進法」の基本理念を初めて具体化したものであり、今後の成果が注目されている。

アジアに目を転ずると、西南アジア諸国がいまだ経済停滞の域を脱しきれず、先進諸国の援助でかろうじて経済破綻を免れているのに対し、韓国、台湾、香港、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、南ベトナムのいわゆる狭義の東南アジア諸国は、過去数年にわたり、おおむね通貨価値の安定に立脚し着実な経済成長を遂げており、しかもここ2年来のベトナム特需がそれら諸国の経済発展に少なからぬ影響を与えている点を見のがすことはできない。

かかる事情を反映し、昨年わが国の輸出は、狭義の東南アジア諸国向けが1,909百万ドルと前年比38%の著増を示したのに対し、西南アジア諸国向けは721百万ドルと前年比11%減少し、この結果、わが国の両グループに対する輸出合計額に占めるそれぞれの比重が73%対27%と、狭義の東南アジア諸国に対するわが国輸出のウェイトが著しく高まっているのが注目される。

ことに本年にはいり、わが国の狭義の東南アジア諸国に対する輸出は引き続き好伸を示し、本年1～6月の通関輸出は1,058百万ドルと前年同期比約30.2%、金額にして246百万ドルふえている。この増加額はわが国の本年1～6月における輸出の伸びの6割に当たり、わが国の輸出市場としての東南アジア諸国の重要性が一段と高まっている。ちなみに、わが国の本年1～6月の輸出増加寄与率を地域別にみると、低開発諸国向けが対東南アジア諸国輸出の好伸を中心に、輸出増加分の約73%を占め、最も高い寄与率を示したのに対し、先進諸国向けは増加分の約40%を占めるにとどまる一方、対中共・ソ連輸出の減退を主因に共産圏諸国向けの寄与率は大幅のマイナス(約13%)となっている。

なお、わが国の東南アジアにおける最大の輸出市場である香港では、最近、かつてない激しい反英騒動が発生した。中共にとって香港は重要な外

貨かせぎ地(年間約6億米ドル)であるのみならず、自由諸国との貿易の窓口であり、中共がいま
 すぐ香港を英国の手から解放する意図はないとの
 見方が一般的であり、かつ香港政庁の秩序回復の
 ための毅然たる措置もあって、騒動はほどなく一
 応平静に復した。局地的なデモ、テロ行為はなお
 散発的に発生しているが、生産・貿易面にはさし
 たる影響は見られず、香港からの資本逃避も予想
 外に僅少にとどまった。また一方、スエズ運河の
 閉鎖は本年いっぱい続く見通しが強まっているた
 め、対欧輸入依存の高い西南アジア諸国(輸入総
 額に占める対欧輸入の割合は、1965~66年度にお
 いてセイロンの46%をはじめインドの39%など)
 では今後の輸入市場を考慮しはじめており、対日
 輸入の増大する可能性が出てくるかもしれない。
 かくして、本年の西南アジア諸国を含めた東南ア
 ジア全体に対するわが国の輸出は、昨年引き続き
 好伸が見込まれ、欧米諸国向けの輸出の伸び悩
 みをかなりカバーすることになるものとみられ
 る。

新局面を迎えた

西ドイツ財政政策

中期財政計画と新景気振興策の発表

西ドイツ政府は、さる7月7日、中期財政計画
 (1967~71年)と新たな景気振興策を決定し、その
 大綱を発表した(両者の概要については「要録」参
 照)。

中期財政計画は、6月末に成立した「経済安
 定・成長促進法」に盛り込まれている基本的施策の一
 つであり、その趣旨は、政府が今後5か年間の経
 済政策目標をGNP成長率見通し等により想定
 し、財政支出の規模と内容ならびに財源調達の方
 法などをそれに見合うよう定め、これにより、こ
 れまで西ドイツ財政政策の欠陥であった無計画性
 と放漫化を改め、その弾力的運用をはかる点にあ
 る。

一方、同時に発表された新景気振興策は、最近
 の国内景況の沈滞に対処するため、本年後半から
 来年にかけて52億マルクの特別公共投資支出の増
 額を企図したものである。

しかるに中期財政計画には、財政赤字の累積を
 防止するため、来年度以降、増税や消費的財政支
 出の削減等、景気の現状からみるかぎり、かなり
 ドラスティックな景気抑制的政策措置が織り込ま
 れており、この点、新景気振興策と一見相矛盾し
 た政策目標であるかのごとき印象を与えている。
 しかしながら両者には、財政放漫化の回避、景気
 情勢に応じた財政政策の弾力的運営という「経済
 安定・成長促進法」の最も基本的な考え方が一貫
 して流れているのであり、また、景気振興策がそ
 の目的を達成することによって中期財政計画の円
 滑な運営が期せられるという関係にある。したが
 って、当面の景気振興策はあくまでも中期財政計
 画の一環として理解する必要があると思われる。

いずれにしても、今回の政府の決定は西ドイツ
 の経済史に歴史的な一ページを画したといわれる
 「経済安定・成長促進法」の理念が、政策として